平成26年7月25日
長崎県警察本部訓令第13号
最終改正　令和3年6月18日

長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成22年長崎県警察本部訓令第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この訓令は、長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年長崎県条例第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この訓令において「職員」とは、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する長崎県警察の職員をいう。

2　この訓令において「監督者」とは、他の職員を監督する地位にある者をいう。

3　この訓令において「所属長」とは、長崎県警察の処務に関する訓令（平成12年長崎県警察本部訓令第28号）第2条第4号に規定する所属の長をいう。

（職員の責務）

第3条　次の各号に掲げる職員に地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する事実（以下「規律違反」という。）があると認める職員（次条に規定する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員　所属長又は警務部監察課長（以下「監察課長」という。）

(2) その他の職員　監察課長

（監督者の責務）

第4条　監督する職員に規律違反があると認める監督者（部長及び所属長を除く。）は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第5条　監督する職員に規律違反があると認める部長及び所属長は、速やかにその旨を監察課長に通報しなければならない。

（監察課長の責務）

第6条　監察課長は、第4条の規定による報告又は前条の規定による通報があったときその他職員の規律違反を認知したときは、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

2　監察課長は、前項の規定による報告をしたときは、速やかに事実関係を調査し、当該規律違反について当該報告の対象となった職員を懲戒の手続に付する必要があると認めるときは、当該規律違反について、調査の結果を記した身上調査書(別記様式第1号)及び申立書（別記様式第2号）により、本部長に申し立てなければならない。

3　監察課長は、前項の規定による調査（以下「調査」という。）に関し必要と認めるときは、関係する職員に対して陳述若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

（協力義務）
第７条　職員は、調査に協力しなければならない。
（勤務に関する指示等）
第８条　監察課長は、必要と認めるときは、本部長の承認を受け、第６条第１項の規定による報告の対象となった職員に対して、勤務に関する所要の指示を行い、又は当該職員が保管する貸与品若しくは使用期間の満了していない支給品を提出させることができる。
２　前項の規定により提出させた貸与品及び支給品は、当該職員の所属において保管するものとする。
３　第１項の規定により提出させた貸与品及び支給品を保管する必要がなくなったときは、速やかにこれらを当該職員に返還しなければならない。
（懲戒審査委員会）
第９条　職員の懲戒処分について審査するため、長崎県警察本部に長崎県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
３　委員長は警務部長を、委員は各部長（警務部長を除く。）、警務部首席監察官、警務部警務課長、監察課長及び警務部長が指名する者をもって充てる。
４　委員会は、委員長が招集する。
５　委員長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する委員がこれを代理する。
６　委員会の事務は、警務部監察課において行う。
（審査の要求）
第10条　本部長は、第６条第２項の規定による申立てを受けた場合において、当該規律違反について当該申立てを受けた職員（以下「被申立者」という。）の懲戒処分をする必要があると認めるときは、懲戒審査要求書（別記様式第３号）により委員会に当該被申立者の懲戒処分についての審査（以下「審査」という。）を要求するとともに、被申立者にその旨を通知するものとする。この場合においては、監察課長は、被申立者に対して第13条に規定する口頭審査の手続その他の懲戒処分に係る審査手続について教示するものとする。
２　被申立者の所在を知ることができないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。
（委員会の審査）
第11条　審査は、書面により行うものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員長が必要と認める場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査をすることができる。
２　審査は、委員長及び４人以上の委員の出席がなければ、これを行うことができない。
３　審査は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（除斥）
第12条　委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に参与することができない。
（口頭審査の要求）
第13条　被申立者による口頭審査の要求は、口頭審査要求書（別記様式第４号）により、監

察課長を通じ、委員長に対してしなければならない。
２　被申立者は、口頭審査を要求しない場合は、承認書（別記様式第５号）を監察課長を通じて委員長に提出しなければならない。
３　被申立者が第10条第１項の規定による通知を受けた日から起算して３日（その期間中に長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１項に定める休日がある場合は、当該休日を除く。）以内に口頭審査を要求しないときは、口頭審査の要求がないものとみなす。
（口頭審査の開催）
第14条　委員長は、口頭審査を行うときは、緊急に審査を行う必要がある場合を除き、口頭審査の期日及び場所を当該期日の７日前までに被申立者に通知するとともに、申立書の写しを被申立者に送達しなければならない。
２　前項の規定による通知を受けた被申立者は、口頭審査の期日の３日前までに、委員長に対して、被申立者側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。
３　被申立者が正当な理由なく口頭審査の期日に出席しないときは、審査を書面により行うものとする。
（委員会の勧告）
第15条　委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、勧告書（別記様式第６号）により、本部長に勧告するものとする。
（懲戒処分の手続）
第16条　懲戒処分は、当該処分を受ける職員（以下「被処分者」という。）に懲戒処分書（別記様式第７号）及び処分説明書（別記様式第８号）を交付して行うものとする。
２　懲戒処分書及び処分説明書の交付は、被処分者の所在を知ることができない場合その他これらを交付することが困難な事情があるときは、公示送達の方法により行うものとする。
（訓戒等の措置）
第17条　本部長は、第６条第１項の規定による報告の対象となった職員の規律違反が軽微なものであって、当該職員の懲戒処分をする必要がないと認めるときは、必要に応じ、当該職員に対して、自ら訓戒若しくは注意の措置を行い、又は所属長に訓戒若しくは注意の措置を行わせるものとする。
２　前項に規定する訓戒の措置は、当該措置を受ける職員に訓戒書（別記様式第９号）を交付して行うものとする。
３　第１項に規定する注意の措置は、口頭により行うものとする。
附　則
この訓令は、平成26年７月25日から施行する。
附　則（平成28年長崎県警察本部訓令第６号）
この訓令は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（令和２年長崎県警察本部訓令第27号）
この訓令は、令和２年８月18日から施行する。
附　則（令和３年長崎県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和３年６月18日から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

身　上　調　査　書

所属
官職　　氏名
年　月　日生（　歳）

1　採用年月日

2　給料
級　　号給（　　万　　円）

3　既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由

4　勤務状況及び成績

勤務評定

5　平素の行状

6　部内又は社会の反響

7　その他処分を加重又は軽減すべき事項

(1) 加重すべき事項

(2) 軽減すべき事項

8　処分に対する意見

年　月　日

警 務 部 監 察 課 長

別記様式第２号（第６条関係）

年　月　日

申　　立　　書

長崎県警察本部長　　殿

警務部監察課長

次の者の規律違反について、次のとおり申し立てる。

所属

官職　　氏名

年　月　日生（　歳）

１　規律違反認知の端緒

２　規律違反の年月日等

３　規律違反の内容

別記様式第３号（第10条関係）

年　月　日

懲　戒　審　査　要　求　書

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長　殿

長崎県警察本部長

長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第10条の規定により、次の者の懲戒処分について審査を要求する。

所属 官職 氏名	
規律違反の内容	
添付書類	○　申立書 ○　身上調査書
備考	

別記様式第４号（第13条関係）

年　　月　　日

口 頭 審 査 要 求 書

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長　殿

所属
官職
氏名　　印

私の規律違反に係る懲戒審査委員会の審査は、口頭審理によって行われるよう要求いたします。

別記様式第５号（第13条関係）

年　　月　　日

承　　認　　書

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長　殿

所属
官職
氏名　　印

私の規律違反に係る懲戒審査委員会の審査については、口頭審理は要求しません。
また、いつ審理されても不服のないことを承認します。

別記様式第６号（第15条関係）

年　月　日

勧　　告　　書

長 崎 県 警 察 本 部 長　　殿

長崎県警察職員懲戒審査委員会委員長

年　月　日付け　　に関する懲戒審査要求に基づき審査した結果、次のとおり決定したので勧告する。

記

処　分　内　容

別記様式第７号（第16条関係）

崎監（調）第　　号

懲　戒　処　分　書

<table>
<tr><td colspan="2">（氏名）</td><td colspan="2">（官職）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（懲戒処分の内容）</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日
任命権者</td></tr>
<tr><td>交　　付
年　月　日</td><td>年　　月　　日</td><td>交　　付
場　　所</td><td></td></tr>
</table>

別記様式第８号（第16条関係）

崎監（調）第　　号

処　分　説　明　書

（教示）

1　この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の２及び同法第49条の３の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、長崎県人事委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後は、審査請求をすることができません。

2　この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の２の規定により、審査請求に対する長崎県人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、長崎県人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、長崎県人事委員会の裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する長崎県人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に長崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、長崎県人事委員会の裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後は、提起することができません。

1　処分者

任命権者　　長崎県警察本部長
官　職　　氏　　名

2　被処分者

所　　属		採　　用	
官　　職		級及び号給	
(ふりがな) 氏　　名		生 年 月 日 （年　齢）	（　　歳）

3　処分の内容

処分発令日	年　　月　　日	処分説明書 交　付　日	年　　月　　日
根 拠 法 令	地方公務員法第29条第１項 第　　号	処分の種類 及 び 程 度	

処分の理由

別記様式第９号（第17条関係）

崎監（調）第　　号

訓　戒　書

<table>
<tr><td rowspan="2">被措置者</td><td>氏　名</td><td>所　属</td></tr>
<tr><td>官　職</td><td>発令日</td></tr>
<tr><td colspan="3">長崎県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第17条第１項の規定により、訓戒する。

１　措置の理由

２　措置の根拠</td></tr>
<tr><td colspan="3">措置者
所属
官職　　氏　名</td></tr>
</table>